

新婚世帯の新生活を 支援します！



新たな生活を始める新婚夫婦への支援として、住居費やリフォーム費用、引越費用の一部を補助します。

補助額 **最大 60 万円補助**

※夫婦のうち、婚姻日における年齢の高い方が29歳以下の場合、30歳以上39歳以下の場合、補助上限額は30万円となります。

- 主な要件
- ①令和6年1月1日(月)から令和7年3月31日(月)までに婚姻した夫婦であること。
 - ②婚姻日において、夫婦共に39歳以下であること。
 - ③夫婦の合計所得が500万円未満であること。
 - ④申請時において鴻巣市に住民登録していること。

- 対象経費 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)までに支払った以下の経費
- ①住宅の取得費用(新築、購入)
 - ②賃貸費用(賃料及び共益費3か月分、敷金、礼金、仲介手数料)
 - ③リフォーム費用
 - ④引越費用(引越業者や運送業者への支払)

申請方法 必要書類を揃えて、事前の電話予約のうえ、令和7年3月31日(月)までにやさしさ支援課へご提出ください。

注意事項 申請が多数の場合、年度途中でも事業が終了となることがあります。



鴻巣市総務部やさしさ支援課

〒365-8601 鴻巣市中央1-1 本庁舎4階
TEL 048-541-1321(内線3421)
FAX 048-577-8466

♥詳しくは市のホームページをご覧ください。

新生活

検索